

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和 8 (2026) 年度補正予算概要……………	1
2 函館市高齢者, 障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の 構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子……	2 ～ 3

1 令和 8 （2026） 年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
土 木 総 務 費	16	補助金等返還金16	

2 函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，旅客特定車両停留施設の構造に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
(通路) 第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって，旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち，乗降場ごとに1以上の通路は，次に定める構造とするものとする。 (1)～(3) (略) 2～4 (略)	(通路) 第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から<u>第7号</u>までおよび<u>第9号</u>に掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって，旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち，乗降場ごとに1以上の通路は，次に定める構造とするものとする。 (1)～(3) (略) 2～4 (略)